

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 8月22日

【会社名】 株式会社シーマ

【英訳名】 CIMA Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 白石 幸生

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座二丁目 6番 3号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 (03) 3567-8091 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 松橋 英一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座一丁目15番 2号

【電話番号】 (03) 3567-8098

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 松橋 英一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 0円
(注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり0円です。
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
1,996,111,170円
(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成26年 8月22日現在の当社発行済株式総数(同日において当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）】

(1) 【募集の条件】

発行数	199,611,117個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	該当事項はありません
申込期間	該当事項はありません
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	該当事項はありません
払込期日	該当事項はありません
割当日	平成26年9月3日
払込取扱場所	該当事項はありません

(注) 1. 取締役会決議日

株式会社シーマ第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行については、平成26年8月22日（金）開催の取締役会決議によるものであります。

2. 募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記注3.に定める株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）。

3. 株主確定日

平成26年9月2日（火）

4. 割当比率

各株主の有する当社普通株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てます。

5. 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日とします。以下同様とします。）

平成26年9月3日（水）

6. 発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社の発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式（以下「自己株式」といいます。）の数を控除した数とします。上記発行数は、平成26年8月22日（金）現在の当社発行済株式総数（自己株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。

7. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

8. 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、上記注5.に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。

9. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、また、その予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関（機構加入者）をいいます。以下同様。）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされません。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	199,611,117株 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成26年8月22日現在の当社発行済株式総数(自己株式の数を除きます。)を基準として算出した見込み数であります(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とします。)
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」といいます。)は、本新株予約権1個当たり10円とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,996,111,170円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成26年8月22日現在の当社発行済株式総数(自己株式の数を除きます。)を基準として算出した見込み額であります。本新株予約権の行使状況により、変動いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10円とします。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成26年10月6日から平成26年10月31日までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ信託銀行株式会社 本店営業部 4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の取得事由は定められておりません。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しません(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。)
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含み、以下「社債等振替法」といいます。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所(以下「行使請求受付場所」といいます。)に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が同第3項記載の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 本新株予約権の行使請求の手段及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成26年10月6日（月）から平成26年10月31日（金）までとなりますが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成26年10月30日（木）の営業時間中までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の払込みが確認されていることが必要となります。

株式会社証券保管振替機構が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領においては、口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者とその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次が行われることが想定されています（当該処理日程については、振替機構が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使請求期間内に本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到着せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成26年10月30日（木）の営業時間中までに、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手段について、口座管理機関（機構加入者）が完了していることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関（間接口座管理機関）が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次が行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手段に時間を要する可能性があります。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手段を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権の無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなります。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

5. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定であります。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日（平成26年9月3日（水））となることが予定されておりますが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができます。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

6. 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要があります。

7. 当社株主の権利

会社法第192条の定めにより、当社普通株式を保有する株主については、引き続き当社に対して、その単元未満株式の買取りを請求することができます。なお、株主確定日である平成26年9月2日（火）から起算して4営業日前までに当社普通株式を市場で売却することで、当社の新株予約権の割当てを受けないことも可能であります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

また、本新株予約権の行使期間中に行使されなかった本新株予約権（以下「未行使本新株予約権」といいます。）については、行使期間の満了時において消滅し、当社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

本件による資金調達額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成26年8月22日（金）現在の当社発行済株式総数（自己株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。本新株予約権を割り当てられた既存株主様又は市場等を通じて本新株予約権を取得した投資家様の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権の総数のうち、行使された本新株予約権の割合（以下「行使比率」といいます。）が100%（本新株予約権の総数199,611,117個が全て行使された場合）と仮定した場合の払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,996,111,170	127,000,000	1,869,111,170

(注) 1. 発行諸費用は、フィナンシャル・アドバイザー（三田証券株式会社）への業務委託報酬87,000,000円（本金額については調達額により変動する可能性があります。）、その他諸費用（弁護士報酬、株式事務代行費用、各口座管理機関への事務手数料、登記費用等）40,000,000円からなります。三田証券株式会社への業務委託内容は下記の通りです。

- ・ 本件に関する基本戦略の立案に関する支援
- ・ 本件の手続、交渉に係る日程の作成
- ・ 金融商品取引所、金融庁、その他関係者との間の調整並びに支援
- ・ 有価証券届出書、その他本件に関連する書類の作成支援 等

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間内に、本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。最終的な調達金額及び資金使途につきましては後日改めて開示いたします。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の総数199,611,117個のうち、179,650,005個が行使され、行使比率が90.0%となったと仮定した場合において、払込金額の総額が約1,796百万円、発行諸費用の概算額が約96百万円、差引手取概算額が約1,700百万円となった場合における手取金の使途等について記載しております。なお、最終的な調達金額及び資金使途につきましては後日改めて開示いたします。

具体的な使途	支出予定金額	支出予定時期
ニューアート・ラ・パルレ社の運営にかかる当初必要資金	450百万円	平成26年10月～平成26年12月
ニューアート・ラ・パルレ社の新規店舗出店及び移転にかかる資金	1,250百万円	
A. 平成27年3月期の出店資金（3店舗）	（160百万円）	平成26年10月～平成27年3月
B. 平成27年4月以降に予定する出店資金	（1,090百万円）	平成27年4月～平成29年3月

(注) 1. 当社は本件により調達した資金を、A、Bの順に優先的に充当してまいります。

2. 発行諸費用控除後の本件調達額がAの支出予定金額に達しない場合には、当社の自己資金の一部を充当いたします。

3. 発行諸費用控除後の本件調達額がBの支出予定金額に達しない場合には、当社の自己資金の一部及びその他資金調達の手法により調達した資金を充当してまいります。後述する店舗出店計画の変更（出店数減又は延期）を検討する可能性もございます。

4. 発行諸費用控除後の本件調達額がBの支出予定金額以上となった場合には、後述する店舗出店計画の変更（出店数増又は前倒し）を検討してまいります。

5. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。

当社はブライダルジュエリーを仕入・販売する小売企業として日本全国で52箇所の店舗網を構築しており、ブライダルジュエリーの専門販売という確立したビジネスモデルで創業以来高い販売実績を実現してまいりました。ブライダルジュエリーは結婚という人生の大イベントでは欠かせない宝飾品であり、安定的な売上が見込める商材として、当社は創業初期からかかる販売ビジネスに注力し、先行者としての利益を享受いたしました。

しかしながら、ブライダルジュエリーの販売分野においては、近年、ファッションジュエリーを主業としていた事業会社や海外宝飾品ブランドが、ブライダルジュエリーの販売に着目し、ブライダルジュエリー専門店舗の新規開店や専門の売り場の設置、ブライダルの販売促進企画が増加しており、ブライダルジュエリー分野の営業を強化している企業が増加し、企業間競争が激化しております(矢野経済研究所の宝飾・貴金属市場年鑑小売編でのレポートでも発表されております)。また、厚生労働省の「人口動態統計月報年計の概況」で発表されているとおり、日本国内の婚姻件数は昭和47年の約110万組をピークに低下しており、長期的な低下傾向にあります。特に、平成21年以降は毎年減少が続き、平成23年は約66万組となったことから判るように、ブライダルジュエリーのマーケット全体が縮小する傾向にあり、減少した顧客を多くの企業が取り合うことになるため、ブライダルジュエリー業界の競争環境が一層激化しております。このような業界競争の激化はブライダルジュエリー事業における当社のマーケットシェアの縮小をもたらすこととなり、顧客の集客数、成約数が減少した結果、売上高が減少傾向を続け、当社グループは3期に亘って営業損失を計上しております。また、当社決算は各期において減損損失を計上しておりますが、これは、不採算店舗の閉鎖、不採算事業の整理、不良在庫の整理などによるものです。減損損失の計上については、業績改善のための不採算店舗や事業の整理を実施するためのものであり、結果として現在は月々の販管費が削減されております。

このような環境下において、今後当社の事業をより飛躍させるためには抜本的な改善策が必要であります。昨年後半以降、特にシェアの拡大に向け、当社グループが従来アプローチしていない顧客網を有する異業種分野も含めたビジネスパートナーを模索してまいりました。

当社の連結子会社である株式会社ウェディングサポート(以下「ウェディング社」といいます。)は結婚式場紹介ビジネスというサービス事業を展開しておりますが、サービス産業の中でも成長が見込まれる分野への進出を検討し、その中でブライダル以外の顧客層を取り込むことのできる新分野へのアプローチを実施してまいりました。異業種分野の新規事業に進出する場合、独自に新規参入することも可能ですが、運営ノウハウや人材がない中で、一からの事業立ち上げには、多大なる時間と労力を要す事が予想され、事業立ち上げ後の利益回収についてもすぐには叶わないことも予想されました。そのため、昨年後半以降、特にシェアの拡大に向け、当社グループが従来アプローチしていない顧客網を有する異業種分野も含めたビジネスパートナーを模索しており、すでに実績のある事業会社をM&Aにて取得することでの事業展開を中心に考えてまいりました。

このような中、当社は、平成26年7月28日付公表の「当社子会社による株式取得(孫会社化)に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、株式会社ビューティーパートナーズ(所在地:東京都文京区湯島3丁目14番9号、代表者:代表取締役社長 山下 昌範、以下「ビューティー社」といいます。)より、平成26年7月15日付けで同社が会社分割の方法により完全子会社として設立した株式会社ニューアート・ラ・パルレ社(以下「ニューアート社」といいます。)株式を、当社の連結子会社である、結婚式場紹介サービスを行っているサービス業の会社である、ウェディング社を通じて取得することによって新たにサービス業である、エステ事業に進出いたしました。

今後は、当社グループ各社の事業を融合することにより、ニューアート社の既存店舗の獲得による事業規模の拡大が見込まれますが、当社グループの更なる事業拡大に向け、ニューアート社の顧客の増加がみられるエリア或いは増加が見込まれるエリアにおいて、新規に店舗の出店、又は移転を行うことを計画しております。同社の成長、発展は、当社グループ全体について貢献することになるため、積極的な投資を早期に実施することが、当社グループ全体の業績向上にとって非常に重要な施策と考えております。本件は、当社グループがニューアート社の事業を承継するにあたり、同社で当初必要とする事業運営資金等の他、店舗の新規出店や移転に必要な資金を調達することを目的としており実施されるものです。当社は本件によって調達した資金を新規事業資金としてウェディング社に対して、個々の事業計画の内容を助案し、その規模や緊急性を検討し、案件の内容に応じて、貸付け、又は出資等の方法により提供し、事業の成長を図ります。かかる用途の詳細は下記の通りです。

ニューアート社の運営にかかる当初必要資金

本件により調達した資金のうち、約450百万円につきましては、ニューアート社において平成26年12月頃までに生じる必要資金に充当する予定です。

一般的に、エステサービスや物販の販売後の売上代金入金につきましては、現金払い或いは信販会社との契約に基づく立替払いによる方法、又は、顧客とニューアート社間の割賦契約に基づき分割で回収する方法（自社割賦）があります。現金払いと信販会社の立替払では、売上代金が売上月の翌月又は翌々月までに入金されますが、自社割賦販売につきましては、金利収入が商品売上代金とは別に見込めるといった利点があるものの、売上代金は将来に亘って分割で入金となることから、代金回収が長期化したします。

他方、美顔器や健康食品等物販等の営業上の仕入代金については、仕入時に全額を支払う必要があることから、自社割賦販売の場合、物販売上が増加するほど先行して必要な資金が多くなり、ニューアート社の運転資金が増加いたします（当然ながら、人件費や家賃等の固定費についても、販売代金の入金とは関わらず、一定額の支出が毎月生じます。）。したがって、営業当初において、自社割賦契約で販売した商品の仕入代金、サービスや会社運営に伴う諸経費の支払いについては先行して必要となりますが、販売代金の入金については遅れて分割で入ってくることとなります。本資金（450百万円）につきましては、現状、ニューアート社の割賦販売の大部分が自社割賦である状況に即し、割賦販売の大部分が自社割賦となる前提にて平成26年12月までに必要となる必要資金金額でございます。

現状、当社グループは、代金回収方法について、信販会社からの立替払い方式の比率を高めるべく、複数の信販会社と交渉を進めており、売上と入金タイムラグを出来るだけ小さくする事業方針で進めておりますが、現時点においては信販会社との間で早期に契約が締結できる目途が立っておりません。今後、信販会社からの立替払いの比率が高まり、運営上の必要資金が余剰となった場合は、その余剰資金については新店出店資金に振り替える予定です。

ニューアート社の新規店舗出店及び移転にかかる資金

今後、ニューアート社のエステ店舗については、下記の通りの出店を予定しております。現状同社の店舗は日本全国に26店舗ございますが、本件により調達した資金を出店資金に充当することで、平成29年3月期までにおいて、合計18店舗について新たに店舗の出店或いは店舗の移転を実施する予定です。

事業年度末	店舗出店計画			
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
新規出店店舗数 （出店にかかる資金）		1店 (59百万円)	5店 (350百万円)	9店 (670百万円)
移転店舗数 （必要資金）		2店 (101百万円)	1店 (70百万円)	0店
退店店舗数		1店	0店	0店
各期末時点の累計店舗数	26店	26店	31店	40店

- (注) 1. 上記出店計画は、現時点で当社グループが知りうる情報を基に策定した計画であり、今後の様々な状況の変化によって変更となる可能性がございます。
2. 不採算店舗につきましては平成26年3月期の時点で概ね閉鎖しておりますが、今後の状況によっては新たに店舗を閉鎖する可能性もございます。

現状、ニューアート社は平成27年3月期に首都圏及び関西エリアにおいて、各々店舗の新設或いは移転を予定しております。かかるエリアに関しては既に店舗を出店、或いは過去において出店していた地域であります。各店舗共に顧客数に対してエステサービスの施術者及び施術スペースが不足しており、顧客を取りこぼす状況に陥っております。また、賃貸借契約の終了や店舗建物自体の取り壊しが決まっている店舗があります。かかる店舗については、同一地域内での店舗移転を早急に実現し、店舗規模の拡大及び施術者の増員により顧客の需要を取り込むと同時に、すでに契約をしている顧客への継続サービスが出来る状況を整備することで中途解約の防止を実施して、売上の増加に取り込んでまいります。

他方、平成28年3月期につきましても大都市部での出店及び移転を計画しております。かかる地域においても既存店舗がございますが、同様に顧客の予約を捌ききれない状況が続いており、店舗の拡大による集客が期待されません。出店に必要な資金に関しては、出店エリア及び出店規模により前後する場合がありますが、現時点においては未確定のため、計画ベースでは、概ね下記の通り、新規出店及び移転による店舗出店の何れにつきましても、1店舗あたり平均で70百万円程度の資金が必要になると試算しております。なお、移転の場合は、別途既存店舗において原状回復工事代がかかります。当該金額については、設備の状況、フロア面積により変動しますが、敷金の範囲内で充当できるものと想定しております。

1店舗あたりの出店に際し当初必要な資金		
A.	内装設備費用、内装設計費用	40百万円
B.	店舗賃貸にかかる保証金、仲介手数料	10百万円
C.	集客にかかる広告費	15百万円
D.	人材採用及び研修にかかる費用	5百万円
合計		70百万円

- (注) 1. A. の内装設備につきましては、具体的には床、壁、天井等の内部造作、空調、照明、電気工事、シャワー等配管工事、什器、ベッド等が主なものです。
2. C. の広告につきましては、WEB広告（アフィリエイト、リスティング広告等）や紙面広告（フリーペーパー等）による広告戦略を実施する予定です。
3. D. の費用に関しては、主にエステティシャン採用にかかる広告掲載費、セミナー等の会場費、及び採用後の研修費に充当する予定です。1店舗につき約5名を採用し、1人あたり1百万円程度の費用を見込んでおります。

なお、平成29年3月期以降につきましても、同様に顧客のニーズが高い大都市地域を中心に最大で9店舗の出店を予定しており、かかる出店により当社の事業を一層加速化させて参ります。

他方、かかる店舗出店により1店舗あたり年間で50～100百万円程度の売上、6～10百万円程度の利益を見込んでおり、今後ニューアート社の出店を加速化させていくことで、当社グループの業績拡大が期待されます。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 本件の目的等

(1) 当社の現況と平成26年1月実施の第三者割当増資の状況について

当社は「第1 [募集要項] 2 [新規発行による手取金の使途] (2) [手取金の使途]」で詳述した通り、ブライダルジュエリーの専門販売という確立したビジネスモデルで創業以来高い販売実績を実現してまいりましたが、近年、ファッションジュエリーを主業とする競合の参入や婚姻組数の減少に伴うブライダルジュエリーのマーケット全体の縮小により、業界の競争環境が一層激化する傾向がございます。

このような中、当社の平成26年3月期決算においては、来店特典を充実させた販促キャンペーンが一定の効果を示すと同時に、自社WEBサイトを顧客が閲覧・利用しやすい内容に変更したことや、サイトの露出を高めるための施策を実施したことでWEBサイト経由の予約件数が増加し、集客全体としては下げ止まりが見られたものの、店頭での低い成約率により苦戦を強いられた結果、売上高7,692百万円、営業利益 679百万円、経常利益 706百万円、当期純利益 1,210百万円となりました。当社としてはかかる現状を打破すべく、昨年後半以降様々な施策を実施しておりますが、その一環として平成26年1月21日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」で公表しました通り、平成26年2月に第三者割当増資により350百万円の資金を調達し、既存店舗の改装移転等を実施いたしました。

なお、その後当社の出店戦略に変更がありましたため、かかる増資による充当状況等につきましては、現時点において下記の通りとなります。また、詳細につきましては、平成26年8月20日付公表の「第三者割当増資に係る資金使途の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

（変更前（平成26年1月21日時点の予定））

具体的な使途	支出予定金額	支出予定時期
IT投資による集客力の強化	40百万円	平成26年2月～平成26年4月
__ 既存店舗の移転及び改装	80百万円	平成26年2月～平成26年9月
__ 国内新規出店	200百万円	平成26年2月～平成26年9月
__ 海外出店準備	20百万円	平成26年2月～平成26年9月
合計	340百万円	

（注） 変更箇所には__を付しております。

（変更後（本日時点の充当状況））

具体的な使途	支出予定金額 （現時点による充当状況）	支出（予定）時期
IT投資等による集客力の強化	70百万円 (40百万円)	平成26年3月～平成27年3月
__ TVCM、雑誌広告等による集客力の強化	30百万円 (0百万円)	平成26年3月～平成27年3月
__ 既存店舗の移転及び改装	130百万円 (57百万円)	平成26年2月～平成27年3月
__ 国内新規出店	100百万円 (38百万円)	平成26年2月～平成27年3月
__ 海外出店準備	10百万円 (0百万円)	平成27年3月
合計	340百万円 (135百万円)	

（注） 変更箇所には__を付しております。

IT投資等による集客力の強化

本施策については、集客手法において、インターネットを使った広告を拡充することで、集客力全体を強化し、既存店での上売を増加することに加え、未出店地域における当社ブランドの浸透を高めるために実施いたしました。

未出店地域において認知度を高めることで、新規出店を実施することが可能となり、それにより新規顧客の獲得が実現され、全体の売上向上に繋げることを計画しておりました。IT投資による集客力の強化については、既に40百万円の投資を実施して、新規ハードウェアの設置やソフトウェアの導入とともに、新たなインターネット広告媒体の利用を進めました。これにより、既存店舗における集客数においてインターネットを利用した予約件数が増加し、大都市圏を中心に一定の効果が現れております。一方、地方の未出店地域に置けるエリアについては、当社ホームページへのアクセス数、プレビュー数の解析等による調査の結果では効果のばらつきがあり、成果があまり出ない場合もありました。

インターネットによる集客については、大都市圏及び効果の出始めている地域で引き続き進めていくことが今後の集客強化に効果があると判断し、当初の予定金額に加えて30百万円増額いたします。

TVCM、雑誌広告等による集客力の強化

集客については、平成26年6月26日付で当社内に集客戦略本部を新たに設立しており、集客についての分析を進め、集客施策を進めております。

同部署にて、ほとんどの来店顧客へのアンケート調査資料を集計し、このデータを検証した結果として、集客については、地域、年齢、職業など顧客の特性によって、インターネット以外のものが有効な場合があることもわかりましたので、次のような分類をして集客戦略を考えております。

- A. インターネットが有効な場合
- B. インターネットとその他の媒体の組み合わせが有効な場合
- C. その他の媒体が有効な場合

以上の分類に基づき、特に B や C に分類される顧客層への集客を促進するため、インターネット広告以外の雑誌広告、TVCMについても強化をはかることといたしました。具体的には、新規に「TVCM、雑誌広告等による集客力の強化」費用として30百万円の支出をすることといたしました。

既存店舗の移転及び改装

本施策については、下記の内容を実施・計画しております。この中でAの同一エリアでの移転については、すでに2店舗で実施され、経費の低減化が達成されております。具体的には、下記の施策を実施もしくは計画しております。

- A. 同一のエリアで家賃の低い場所に移転することで経費の削減を図るもの
- B. 店舗の改装により従来の接客スペースを拡大して、1店舗当たりの販売効率を高めるもの
- C. 現在、近接した場所で別々に運営している当社の銀座ダイヤモンドシライシおよびエクセルコダイヤモンドの2ブランドを一つの店舗に統合し、営業の効率化を図ると同時に経費の削減をはかるもの
- D. 現在のブランドを変更し、近隣エリアで出店している店舗のブランドと同一にすることで、カタログ等の販促媒体や広告の共同作成・出稿が可能になり、経費の低減化が図られるもの

現時点において、新たに3店舗でブランド統合、1店舗で移転、1店舗でブランド変更が予定されており、9月より随時実施される予定です。店舗の改装により接客スペースを拡大する施策については、全国の店舗のフロア構成を再検討の上、実施する予定としております。

これらの施策については、同一エリアでの移転と同様に、未出店地域への出店と異なり、既出店地域での改善施策であるため、マーケティングリサーチ等の時間を必要とせず、完全な移転以外は、工事期間も短期間で完了すると同時に人員についても新規採用は発生しないことなどから、収益性改善の確実性が高い施策と判断されます。これらの施策を優先して実行することとし、当初予定より50百万円を増額いたします。

国内新規出店

国内新規出店については、すでに地方エリアにおいて1店舗の出店を実施いたしました。新規の出店については、今まで取り込めなかった顧客層の開拓による売上の増加が見込めますが、未出店地域への出店は、従来の想定と比較して、集客を軌道に乗せ、店舗を採算ベースに乗せることに時間がかかることが判明いたしました。

新規出店への来場誘致は今後、インターネット広告等により、ブランドの浸透を向上することで解決をはかっていく予定ではありますが、未出店地域への当社ブランド浸透が想定よりも遅れていることをふまえ、平成27年3月期中の未出店地域への出店は慎重に進める方針です。このため、国内の新規出店資金については、支出予定金額を100百万円減額し、他の施策に充当することといたしました。

ただし、既出店地域におきましては、今後プライダグジュエリーの販売店に加えて高価なハイジュエリーを販売する店舗の新設を計画しております。ハイジュエリー店舗についても、本件変更後の予算内での出店を計画しておりますが、新規出店の資金について不足分が生じた場合は手元資金を充当いたします。

海外出店準備

海外出店については、実施の方向性に変更はありません。但し、平成26年7月28日に孫会社化（詳細は後述いたします。）したグループ企業のニューアート社（エステサロン運営業）が中国において店舗を運営しており、当社と業種は異なるものの同社による中国周辺地域でのリサーチが可能となったことから、当社の海外出店準備費用を10百万円減額いたしました。また、当社では国内店舗の立て直しを優先させるため、同社から得た情報を精査したのちに当社が調査に乗り出す方針としており、当社の当該費用支出時期は当初予定よりも遅らせることといたしました。

(2) 株式会社ビューティーパートナーズの孫会社化によるエステ事業参入について

上述の通り、プライダグジュエリー業界は厳しい環境下にあり、今後も引き続き企業間における厳しい競争が予想されますが、引き続き販管費を抑制しながら当社は下記のような諸施策を進めております。

A．商品力の強化

顧客に支持されるデザインを研究することによる新商品の開発に加え、素材の変更、製造フローの改善、仕入価格の見直しを多面的に進め、利益向上を図る。

B．集客・総客の増強

結婚情報誌への広告掲載、提携先ホテル・式場等からの営業集客に加え、WEBを利用した広告に注力することで集客力の強化を進める。他方、当社店舗にご来店されたお客様に対し、積極的に提携先ホテル、式場等をご案内することでウェディング送客サービスの売上拡大に努め、一層の相互送客関係を強化する。

C．効果的な出店政策の立案

不採算店の再活性化、店舗の移転、退店による売上増加、経費の削減、未出店地域への進出を検討する。

D．新規事業分野の検討

現在の当社グループの事業内容および顧客層に隣接、関連した相乗効果が見込まれるビジネスへ新規参入し、新規顧客へのアプローチを実施する。

これに加えて海外展開、百貨店でのハイジュエリー販売による新たな収益基盤の構築を進める。

当社としては、上記の施策を適切に実施する方針でございますが、現状の当社の状況を抜本的に改善し、今後当社の事業をより飛躍させるためには、上記の施策の中でも新規事業分野への参入が重要であると認識しておりました。特に顧客層の拡大に向け、当社が従来アプローチしていない顧客網を有する異業種分野も含めたビジネスパートナーを模索してまいりました。このような中、「第1[募集要項]2[新規発行による手取金の使途](2)[手取金の使途]」で詳述した通り、当社の連結子会社であるウェディング社が、平成26年7月28日付でビューティー社との間でニューアート・ラ・パルレ社株式を取得することによって新たにサービス業である、エステ事業に進出いたしました。

なお、会社分割前のビューティー社の最近3年間の経営成績及び財政状態は下記の通りとなります。

ビューティー社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
純資産	139	37	738
総資産	2,270	1,941	1,579
1株当たり純資産	17,493円	4,639円	92,268円
売上高	1,561	2,001	2,576
営業利益	219	464	146
経常利益	218	486	260
当期純利益	261	102	775
1株当たり当期純利益	32,674円	12,853円	96,907円
1株当たり配当金	0円	0円	0円

同社は平成26年3月期において、売上高2,576百万円、営業利益 146百万円、経常利益 248百万円、当期純利益 774百万円を計上しておりますが、平成25年3月期と比して当期純利益については赤字幅が大きくなっております。その理由としては、同社が昨年まで行っていたブライダルジュエリー事業の廃止に伴う、特別損失等によるものがああります。エステ事業においても、優良店舗について退店を余儀なくされる事態が発生し、営業が毀損されることもありました。加えて、現時点においては収支の取れている優良な店舗のみでの店舗展開がなされておりますが、平成25年3月期までにおいては、採算性が悪く、収支の合わない店舗も存在してございました。不採算店舗については、6店舗の閉店が平成26年3月期において実施され、すでに改善が図られております。また、集客面においても、数年にかけて実施してきたWEB広告投資の成果がようやく出てくるようになりました。改善の結果として、現時点においては、エステ事業単体での営業は順調に推移しており、店舗の移転、施術者の増員、広告戦略による集客の強化、経費削減施策の実施などを進めることにより、平成27年3月期については黒字で終了できる見込みであり、次年度以降についても、さらなる投資を実施することができれば、出店が実現され、事業の拡大が図れる可能性が非常に高いものとなります。

(3) 本件資金調達による事業拡大について

ビューティー社は、「ラ・パルレ」のブランドによりエステサロン26店舗を日本全国で展開する事業法人でございますが、「ラ・パルレ」は主に美への意識の高い20代から40代の顧客層を有しており、同事業と当社既存事業であるブライダルジュエリー販売事業との連携により、ブライダル関連顧客を相互に紹介する他、「ラ・パルレ」顧客に対してよりファッション性の高いジュエリーを提供する等、当社にとって新たな事業展開が期待されます。当社及びウェディング社は主な顧客層として、ブライダル関連に関心の高い若年世代の女性をターゲットとしておりますが、エステ事業を展開するニューアート社の顧客層とは近い関係にあり、当社グループの持つ商品サービスやノウハウを新しい顧客層(主としてブライダル関連以外の女性層)に向けて展開することが可能となり、高い相乗効果が見込まれるものと考えております。なお、本件の詳細につきましては、平成26年7月28日付公表の「当社子会社による株式取得(孫会社化)に関するお知らせ」にございます「1. 株式取得の理由」をご参考頂ければと存じます。

本件により調達した資金につきましては、当社及びニューアート社との相乗効果を高めるべく、ニューアート社の顧客の高い需要が見込まれるエリアにおける店舗出店資金及び当初ニューアート社に必要となる店舗運営資金を中心に物販商品の仕入資金等に充当することを予定しております。なお、本件ライセンス・オフリングによる行使比率が90%となり、「第1 [募集要項] 2 [新規発行による手取金の使途] (2) [手取金の使途]」で詳述した店舗出店計画の通り店舗を出店した場合におけるニューアート社の事業計画は下記の通りです。

ニューアート社の事業計画					
事業年度末	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
月数	8ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月
売上高	1,636	3,090	3,645	4,320	4,800
営業利益	50	265	328	510	599
経常利益	40	260	328	510	599
税引前当期純利益	40	260	328	510	599

- (注) 1. 平成27年3月期については、ニューアート社が孫会社化され、平成27年3月までの約8ヶ月間の期間における数値となります。
2. 上記事業計画は、当社がニューアート社を孫会社化することによるシナジー効果を組み込んだ予測を勘案し、当社グループが作成した計画です。
3. 上記事業計画は、現時点で当社グループが知りうる情報を基に策定した計画であり、今後の様々な状況の変化によって変更となる可能性がございます。なお、上記事業計画は平成26年7月28日付公表の「当社子会社による株式取得(孫会社化)に関するお知らせ」においてもお知らせしておりますが、同日以降のニューアート社の直近事業実績を踏まえた上で改めて精査をしており、当該精査の結果、かかる事業計画の数値と若干の差異が生じております。

(4) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達方法の決定に際し、当社の財務状況、当社株式の株価推移及び流動性、既存株主の皆様に対する影響、資金調達の確実性という観点から、本資金調達方法と他の資金調達方法について慎重に比較検討を行いました。その結果、本資金調達方法は、既存株主の皆様に対する希薄化の影響に配慮しつつ、当社が必要とする事業用資金を調達できることから、現時点の当社において最良の資金調達方法と考えられるものとして選択いたしました。

なお、以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

A. 金融機関からの借入れ

当社は、金融機関に対し常日頃より当社グループの業績・財務状況について適宜ご説明しており、当社グループの現状についてご理解いただくとともに、引き続き良好な関係を維持しておりますが、本件につきましては、資金調達の目的が当社グループの新規事業(エステ事業)への投資となり、新規事業への投資は、既存事業と比し成果がより不確実であることから、かかる用途を目的とした借入は金融機関からの理解が得難い状況にあり、かつ、本件調達金額を金融機関からの借入に依存することは当社の財務上のリスクが高まることから、現時点においては、金融機関からの借入れではなく、資本市場からの調達が望ましいと考えております。

B. 公募増資

公募増資は当社の業績が改善し、また、株式流動性がより高い水準に至った際には有力な資金調達手段となり得る可能性があるため、当該資金調達方法についても検討を行いました。当社が必要としている資金は上記「2 [新規発行による手取金の使途]」に記載の通り約17億円であり、現状における当社の株式価値に鑑みて比較的大規模である一方で、現在の当社の株式流動性(平成26年8月22日現在の発行済株式総数199,715,644株に対し、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年8月21日を基準とした、東京証券取引所における当社普通株式の1日当たり出来高は直近1ヶ月平均660,209株(売買代金14,350千円)、直近3ヶ月平均433,329株(売買代金9,348千円)、直近6ヶ月平均345,075株(売買代金7,459千円))である等、引受証券会社が負うリスク面の観点から増資を引受ける証券会社を見つけることが困難であることを鑑みますと、現時点においては、資金調達方法の候補からは除外せざるを得ないと判断しております。

C. 第三者割当増資

第三者割当増資は、「1. 本件の目的等 (1) 当社の現況と平成26年1月実施の第三者割当増資の状況について」で詳述しました平成26年2月の増資で採用した調達手法でございますが、かかる増資では新規に発行した株式数が発行済株式総数の8.7%、調達金額が約350百万円と本件と比較して小規模にとどまりました。一方、本件では大規模な資本調達であることから、第三者割当増資とした場合、(i) 割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、() 本件において調達を予定する資金の額(詳細は、下記「4. 調達する資金の額及び資金の用途等」をご参照ください。)及び当社の時価総額(本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年8月21日の東京証券取引所における当社普通株式終値21円に発行済株式数199,715,644株を乗じて算出した4,194百万円)並びに新規発行株式数(発行済株式総数の約99%)に鑑みると、既存株主の皆様の株式価値希薄化の影響が大きくなることが懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当て、又は募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であることから、既存株主の皆様の利益及び株式価値の希薄化による影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

また、募集株式の株主割当ては、既存株主の皆様の保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法ですが、既存株主の皆様が付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない既存株主の皆様にとっては、株式価値の希薄化を回避する選択肢が更に限定的であり、上記同様に、望ましい方法ではないと考えております。

E. ライツ・オフリング(コミットメント型)

コミットメント型ライツ・オフリング(特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結する、ライツ・オフリングのスキームの一形態)は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金用途に充当できないこととなるリスクを低減させることができるという利点があります。当社は、いわゆるライツ・オフリングにおけるコミットメントが、金融商品取引法における有価証券の引受けに該当するため、証券会社との間でコミットメント型ライツ・オフリングの実現可能性について協議を行い、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしました。上述の公募増資と同様に、当社の業績面や現在の当社の株式流動性を鑑みると、その実施は相応に困難であると判断し、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、今回の資金調達においては、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

本資金調達方法(ライツ・オフリング(ノンコミットメント型))のメリット及びデメリット

本件の目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オフリング(ノンコミットメント型)の特長に鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するに当たって最良の方法であると考えております。

(メリット)

A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主の皆様が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるといことがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様にご理解いただくとともに、かかる特長により、当社以外の全ての既存株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B. 株主様の株式価値の希薄化による影響の極小化

当社以外の全ての既存株主の皆様には、その保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、既存株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場等で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。上記「その他の資金調達方法の検討について C. 第三者割当増資」に記載のとおり、第三者割当増資による資金調達においては、既存株主の皆様にご提供する株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様への利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場されることから、当社の事業をご支援いただける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することが可能です。これにより、市場等を通じて本新株予約権を取得し、それを行使することで株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、結果として、株主の皆様が当社株式を市場等でお取引できる機会が増加するものと考えております。

(デメリット)

A. 資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場等を通じて取得した株主様若しくは投資家様の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点、株主の皆様につきましては、本書面、本日付で公表いたしました「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」及び「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A)」等を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分にご理解いただきたく存じます。

以上のことから、当社といたしましては、既存株主の皆様に対するライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、既存株主の皆様への利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

2. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本件により調達した資金につきましては、上記「第1 [募集要項] 2 [新規発行による手取金の使途] (2) [手取金の使途]」に記載したとおり、ニューアート社との連携により、当社の新たな顧客層を開拓し、今後の成長基盤を確立することによって収益性を高め、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。従いまして、かかる資金使途は合理的であり、本件は株主の皆様への利益に資するものと考えております。

3. 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額の決定に際しては、当社の業績や財務状況、当社の株価動向や出来高、株式価値の希薄化による影響、新株予約権の売却の不確実性、事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性(株主の皆様が本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。)の観点から検討いたしました。その結果、割当数は、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権1個の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額は、1株当たり10円(本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値(21円)の約47.6%)に決定いたしました。

なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年8月21日を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近1ヶ月の株価終値の単純平均値、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値は何れも21円となりますが、かかる平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額10円は各々当該平均値の約47.6%の水準となります。

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額は、当社の業績や財務状況、当社の株価動向や出来高、株式価値の希薄化による影響、新株予約権の売却の不確実性、事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性を踏まえて適切と考えて決定したものであり、本件により調達した資金を基に当社事業の成長を図り、今後の有力な事業基盤を確立することによって企業価値上昇の恩恵を既存株主の皆様にも幅広く享受していただけるように設定されたものとして、合理的であると判断しております。

4. 潜在株式による希薄化情報等

本日時点における当社の発行済株式数は199,715,644株であり、そのうち自己株式数は104,527株であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は199,611,117株であります。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は99.9%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため(平成26年9月2日(火)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成26年9月19日(金)頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様が口座管理機関にご登録いただいている住所宛に届く予定です。)、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が保有する普通株式に係る株式価値の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場等で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の全部又は一部につき行使を行わなかった場合、当該株式価値について希薄化が生じる可能性があり、また、市場等で本新株予約権の売却を行わなかった場合、当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

発行済株式総数及び潜在株式数の状況(平成26年8月22日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	199,715,644株	100.0%
現時点における潜在株式数	0株	0%
現時点における自己株式数	104,527株	0.1%
本新株予約権に係る潜在株式数(見込み数)	199,611,117株	99.9%

(注) 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使の全部又は一部が行われなかった場合には、発行される株式数は減少します。

5. 上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向について

当社の第2位株主であり代表取締役会長でもある白石幸生氏及び第4位株主であり取締役社長でもある白石勝代氏の本新株予約権の権利行使等の予定については、同氏らから、本新株予約権無償割当てにより同氏らが保有することとなる本新株予約権に関し、下記の意向がある旨の説明を受けております。

- ・同氏らは、手許資金並びに金融機関等からの借入により調達した資金をもって、かかる調達金額にも依拠するものの、基本的に本新株予約権の過半数は行使する。
- ・残りの本新株予約権に関しては、当社を支援頂ける投資家に対して市場外取引により売却、又は、本新株予約権の価格に影響を与えない範囲内で市場内取引によって売却する。

しかしながら、かかる行使に要する資金の調達方法及びその調達額については現時点で未確定であることから、今後当社にて確認ができ次第、速やかに開示いたします。

他方、当社の筆頭株主である株式会社ホワイトストーン(代表者:代表取締役白石幸栄、住所:東京都渋谷区上原)、及び第3位株主である白石幸栄氏の本新株予約権の権利行使等の予定については、現時点において確認をしておらず、今後当社にて確認が出来た場合には、速やかに開示いたします。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書提出日（平成26年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成26年7月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成26年6月26日開催の当社第33期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役3名選任の件

取締役として白石幸生、高橋宗潤、泉拓磨、の各氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

（出席株主数および議決権の数）

総株主の議決権の数 1,992,534個

議決権を行使できる株主 17,264名

出席株主の議決権の数 1,400,501個

出席株主数 2,915名

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
取締役3名 選任の件					
白石幸生	1,380,704個	19,797個	0個	98.59%	可決
高橋宗潤	1,383,560個	16,941個	0個	98.79%	可決
泉拓磨	1,383,388個	17,113個	0個	98.78%	可決

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算していません。

以上

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）までの間において生じた変更及び追加すべき事由はございません。

また、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第20期	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	第20期	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年7月3日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第21期第1四半期	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月26日

株式会社シーマ

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 車田 英樹 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鹿目 達也 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーマの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーマ及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は取締役会決議にもとづき、平成26年4月に一般財団法人軽井沢ニューアートミュージアムへ286,000千円の資金貸付を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シーマの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社シーマが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

株式会社シーマ

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 車田 英樹 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鹿目 達也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーマの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーマの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は取締役会決議にもとづき、平成26年4月に一般財団法人軽井沢ニューアートミュージアムへ286,000千円の資金貸付を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月14日

株式会社シーマ

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若槻 明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿目 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーマの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シーマ及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成26年7月28日開催の取締役会において、会社の連結子会社である株式会社ウェディングサポートが、株式会社ニューアート・ラ・パルレの全株式を取得し、同社を子会社（会社の孫会社）とすることを決議した。株式会社ウェディングサポートは、平成26年7月28日付けで株式会社ニューアート・ラ・パルレの株式譲渡契約を締結し、同日付けで株式の取得を完了している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。